

平成27年度 事業計画書

公益財団法人山北町環境整備公社

平成27年度事業の構成

(会計区分)	(事業の名称)	(業務の内容)
公益目的事業会計		
	丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業	
	└──────────┘	花木等植栽推進業務
	└──────────┘	遊歩道等美化管理業務
	└──────────┘	わかさぎ放流業務
	丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業	
	└──────────┘	地域内公設トイレ清掃管理業務
	└──────────┘	地域内公設駐車場内一般廃棄物収集業務
	丹沢湖記念館等管理運営事業	
	└──────────┘	丹沢湖記念館及び三保の家来館者案内業務
	└──────────┘	丹沢湖記念館及び三保の家設備維持管理業務
	丹沢湖カヌー運航管理事業	
	└──────────┘	カヌー利用者の受付と管理業務
	└──────────┘	カヌー利用時の標識票等の貸与業務
収益事業等会計		
	遊船事業	
	└──────────┘	ローボート等の貸出業務
	└──────────┘	ローボート等の保守点検業務
	サイクリング事業	
	└──────────┘	自転車の貸出業務
	売店事業	
	└──────────┘	商品仕入れ及び販売業務
	└──────────┘	委託販売管理業務
	水没移転者等の会に対する助成事業	
	└──────────┘	役員会の運営全般
	└──────────┘	会員相互の交流会業務等
法人会計		
	法人運營業務	
	└──────────┘	理事会並びに評議員会の運営全般
	└──────────┘	公社事業の広報広聴業務等

平成27年度事業計画

I 事業運営の基本方針

丹沢湖畔に一般住民の研修並びにレクリエーションのための野外休養施設を昭和54年7月に建築し、当公社が山北町との使用貸借契約に基づき管理を行っている建物と公社が自主事業として独自で建築した建物の運営事業を行ってきた。建物や水道施設も老朽化が進み、年々利用客が減少し収益も大幅な減少となり、ピーク時と比較すると10分の1の状態となった。

危機的状況となった事業の存続については、以前から検討を重ねてきましたが、昨年8月の臨時理事会で事業廃止が承認され、更に11月の臨時評議員会において、キャンプセンター運営事業は、平成26年度をもって廃止とする最終結論に至った。

事業の廃止に伴い、定款の見直しを行い再度公益財団法人の認定を受けることになり、平成27年1月27日付けをもって再認定書（神奈川県指令文第266号）を受理した。平成27年度事業も厳しい状況下のなか、従来からの公社の設立趣旨を踏まえ事業目的を的確に達成していくことを基本とし、次のとおり事業計画を作成した。

II 事業計画

1 公益目的事業

公益目的事業は、定款第3条に事業目的として掲げた「丹沢湖及び三保ダム周辺の環境整備及び清掃に関する業務を行い水源地の環境保全を図るとともに、丹沢湖記念館等の管理運営、丹沢湖の湖面利用等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民の福祉向上に寄与すること」であり、公社設立当初からの継続事業である。

(1) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

本事業は、丹沢湖の水質保全と周辺地域の環境美化を推進する当公社の設立当初からの基幹事業である。

また、丹沢湖の観光資源の多様化を図ることを目的とした、わかさぎのふ化並びに放流を、引き続き実施する。

(2) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

本事業は、前号と同様に当公社設立当初からの目的を達成すべき基幹事業で、継続的に丹沢湖及び三保ダム周辺地域内に設置された公衆トイレの清掃と駐車場、公園、沿道等のごみや不法投棄物の収集を定期的実施する。

(3) 丹沢湖記念館等管理運営事業

丹沢湖記念館並びに三保の家の維持管理運営を行うとともに、来館者に対し観光案内や三保ダムの役割、水源地としての丹沢湖の意義、水道水として県民生活の安

定に役立っている旨の説明やチラシの配布及びビデオ映像の放映を行う。

(4) 丹沢湖カヌー運航管理事業

丹沢湖におけるカヌーの運航は、神奈川県が定めた条例(「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川湛水域、社家湛水域、飯泉湛水域等の水域における行為の規制に関する条例」第2条第2項第4号の規定)により、山北町が神奈川県企業庁長から許可を受け、その山北町が行う「舟艇の運航に係る業務」の実施を当公社が受託し継続して実施する。

2 収益事業

収益事業は、当公社の公益目的事業の推進を図るため、貸しボート、貸し自転車、及び丹沢湖記念館等売店事業を実施する。

(1) 遊船事業

丹沢湖の湖面で、釣りや遊覧の利用者にローボート及びペダルボートを、有料で貸し出しをする。安全対策としてモーターボート2艘を配置して万全の体制を整える。近年は、釣り客の利用が多くなっていることから企業主催による「釣り大会」の誘致を図り、ボート収益の増収に努める。12月は、従来からのわかさぎ釣り大会を実施する。情報の提供はホームページや釣り雑誌等で引き続きPRに努める。

(2) サイクリング事業

丹沢湖を訪れる観光客に対し、湖岸道路を周回できるサイクリング用自転車を有料で貸し出しをする。定期的に安全点検を実施するとともに、子供の利用者は小学4年生以上とした上でヘルメットの着用を義務づけ、「サイクリングマップ」を無料で配布するとともに安全運転に対する呼び掛けも行う。

(3) 売店事業

丹沢湖記念館の一角を売店として利用し、地場産品や土産品の販売を引き続き実施するとともに、山北町や町観光協会等が開催するイベントには積極的に出張販売を行い、行楽シーズンは丹沢湖駐車場内の売店を開店し収益アップを図る。

(4) 水没移転者等の会に対する助成事業

三保ダム建設による水没移転者等を対象に相互の交流を図るため「ふるさと会」に引き続き助成する。

3 法人会計

(1) 法人の運営

公益財団法人への移行に伴い制定（改定）した内部規程（評議員会及び理事会の運営規則、情報公開規程、個人情報保護規程、職務権限規程、その他内部規定）に基づき運営し、必要に応じ改定を行う。

(2) 理事会並びに評議員会の運営

定款に基づき、理事会並びに評議員会を開催し、当公社の運営に関し重要な事項について審議し議決を得る。

(3) 法人の広報・広聴業務

制度の関係（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づく。）から、閲覧に供する資料等の整備、保管が求められるため、適切に対応する。

また、法人の事業計画や決算等については、ホームページで情報を開示する。